

2015年11月30日

## 我が国における知財紛争処理のあり方について

キヤノン株式会社 取締役  
知的財産法務本部 本部長 長澤健一

## (1) 現実問題から見た法律とビジネス環境とのギャップ

本来の特許制度の目的は、多大な研究開発投資と時間を費やして産み出したイノベーションを伴う技術（発明）を特許権として保護し、産業の発展を振興することにある。つまり、そのような技術（発明）を無断で利用することにより、ビジネスにとって最も大事なタイミング（時間）、並びに、多大な研究開発投資を回避したエンティティがビジネス上優位に立つことによって、イノベーションを伴う技術開発のモチベーションを下げないことを目的としていると言える。従って、そのようなイノベーションを伴う技術（発明）の無断使用に対しては、特許権の権利行使は差止請求権も含め権利者が強い権利行使ができるようにしなければならないことは言を俟たない。

ところが、米国発のプロパテント政策は本来、同国が得意とするソフトウェア技術の支配力を高めるためであったが、技術環境の変化はその法改正の速度を大きく上回った。ソフトウェア関連技術は、ネットワークの高速化、それに伴う機器間通信の必要性により ICT 関連装置におけるインフラを形成するに至っている。更に、昨今では、クラウド、ビッグデータ、IoT、AI 等という言葉が当たり前に使われる時代になった。

ソフトウェアに関する技術は、インターコネクティビティの確保や共通のプラットフォーム、ミドルウェア、マンマシンインターフェース等、多様であるが、その多くの部分はコミュニケーションのルール作りや、ユーザの便宜のためのアイデアであるため、多大な研究開発投資を伴うことなく特許権として権利化できる。国際標準技術についても技術開発当初はイノベーションを伴っていたが、現在インフラとして用いられている標準技術は改良に改良を重ねたものであり、特許1件当たりに費やす研究開発投資と時間は従前とは比べ物にならないほど小さい。現在、1つの製品に対して使用される特許数が携帯端末では10万件、他の ICT 関連機器でも1万件を超えると言われているのは、このようなソフトウェアに係る多くの特許が存在するという背景があるからである。

このように特許制度と現実のビジネスの間にギャップが生じており、所謂 PAE (Patent Assertion Entity) もしくはパテントトロール等と呼ばれるエンティティは、そのギャップを巧みに利用したビジネスを行っていると言うことができる。このような無数のイノベーションを伴わない権利の存在が特許権濫用の温床になっていることをまず理解しなければならない。

## (2) 産業界実務者から見た各国の施策と紛争問題

現状は先進国が知的財産の保護を強め、新興国が知的財産の保護を弱めようとしているという単純な南北戦争のような状況ではない。アンチパテント的な動きを強めているのが米国であり、逆にプロパテント的な動きを強めているのが中国であることからしても、単純な南北戦争ではないことは容易に理解できるはずである。単純に南北戦争（新興国と先進国の争い）のように誤解した論評を散見するが、産業を守るために奔走している我々実務者から見れば実態を顧みていない推論に基づく議論をしているように見える。

米国は当初のプロパテント政策が一面で功を奏したが、自国のビジネスが PAE に脅かされるに至り、PAE が所有する権利や中国等の新興国が排出する多数の権利から、自国ビジネスを守る必要が生じている。一方、中国等の新興国ではイノベーションを伴わない、もしくは、新規性や進歩性が一定のレベルに達していない権利であっても権利として認め、活用できるような状況にすると共に、権利の質に関係なく多数の特許を保有するものがビジネスを優位に進められる極端なプロパテントに走ることが国益にかなっていると言える。

新興国におけるアンチパテント的な動きとして、国際標準必須特許の濫用を抑える動きがある点が指摘されている。しかしながら、社会インフラを支配する国際標準の必須特許は数万件にも達し、それらは欧米、特に、欧州の半パテントトロール化した企業に所有されていることを考慮しなければならない。もちろん、日本や韓国にも国際標準の必須特許を多く保有する企業は存在するが、それらの企業はその権利を用いた現実のビジネスを行っているため、半トロール化した欧米企業のように権利を単純に金銭化することは難しい。現に、日韓中の「モノ作り」を行っている企業はその半トロール化した欧米企業の標的になり、差止請求権に基づく「製造停止」を脅威とする交渉にさらされている。この状況で、中国や韓国が社会的に大きな不利益を伴う国際標準必須特許の濫用を抑える動きがあるのは当然であり、このことから中国や韓国が単純にアンチパテントを志向していると考えるのは誤りである。

むしろ、中国の専利法改正が執行を強化する方向性であることから読みとれるように、それ以外のイノベーションを伴わない、もしくは、新規性や進歩性が一定のレベルに達していない権利であっても権利行使でき、先進国のイノベーションを伴う特許権に数で対抗できる環境を目指している。つまり、これらの国々は国際標準規格必須特許の権利活用は抑えこもうとするが、それ以外の特許権の活用を強化させ、中国のように年間100万件をはるかに超える特許権と実用新案権の活用を図り、進歩性や新規性に疑義がある特許でも強い権利行使を可能とする戦略をとるであろう。また、実際に欧米の半 PAE 化した企業や PAE、新興国が新たに作った会社等が、容易に企業が売却し得る程度の進歩性や新規性に疑義がある特許を財力にものを言わせて買い取り、そのような特許権を用いて「差止請求」を武器に多額のライセンス料を取ろうとしている。これらの動きは、裁判化

していないが水面下では既に起こっており、今後は電機や ICT 系の企業だけではなく、IoT 環境下に、自動車、住宅、半導体、生産用装置等の我が国の基幹産業にも脅威となっていることを知るべきである。また、このように財力により得た多数の特許権を我が国の中小企業に対して活用されれば中小企業は抗う術を持たないであろう。

従って、このような環境下に、我が国が盲目的にプロパテントを志向した法制度改正を行うことは、PAE だけではなく、半 PAE 化した欧米企業、新興国に興りつつある PAE 的な会社が日本企業を格好の標的にすることを後押しし、これら新興国における政策的な極度なプロパテント政策を後押しすることになる。更には、米国のように証拠を全て提出しなければならぬ場合には、日本において新興国が日本のイノベーションを伴う技術を自由に使え、更に、日本が持つ営業秘密を開示させる格好の土壌を与えることになる。

### (3) 知財紛争処理システム検討委員会で話し合われている幾つかの論点について

「知財紛争処理システム検討委員会で話し合われている幾つかの論点」は、「権利の安定性」、「証拠収集手続」、「損害賠償額」、「差止請求権」、「情報公開」、「司法アクセス」などであるが、これらは、(2) で書いたような国際的な知財活用の動向の実態を正確に理解した上で、日本産業の競争力を高める視点で語られなければならない、決して、表面化している数字や理論上の推論で語られるべきではない。

即ち、イノベーションを伴う特許権の侵害に対しては差止請求権も含め権利者が強い権利行使ができるようにすべきであるが、その前に、ビジネスのインフラを形成する国際標準必須特許の濫用、イノベーションを伴わない、もしくは、新規性や進歩性が一定のレベルに達していない特許による数の暴力に対して、そのような濫用や暴力的な活用を抑制する方向性を明確にするべきである。その上で、我が国の経済的発展や産業振興にとって望ましい制度はどういうものであり、それを支える特許庁や裁判所のあり方（制度の運用）はどうあるべきかを真摯に考え、その方向性に向けて現時点でなすべき仕組み作りは何かを討議するべきである。例えば、差止請求権の制限に関してライセンス交渉等での特許権の価値を損なうと考えるのは、上述の観点からもあまりにも短絡的である。さらに、現時点で米国やドイツに比べ権利活用の強化が遅れているという理由で、差止請求権の制限に関する議論を避け、一方では「無効の抗弁」を制限し、「損害賠償」を跳ね上げ、「証拠提出」を著しく強化させるという考え方は上述したように特許権の濫用や暴力的な活用を安易に許すことになる。このことはアベノミクスにより達成された円高の是正に伴い、生産の国内回帰を介して国内の雇用を創出することで成長戦略を推進する我が国産業を機能不全状態にさせかねない。

最悪のシナリオは、欧米中韓等の他国の特許権者が、進歩性や新規性に疑義がある、もしくは、社会インフラそのものを停止する虞のある多数の特許を用いて、日本企業を標的とし、差止請求権を武器に、法外なライセンス料を要求し、『それに応じない場合には提

訴し、「懲罰的な賠償」を求める』と交渉してくることである。判例がなくとも実際にこのような事態は既に発生しており、この種のビジネスは迅速に展開しなければ勝機を逃し、そのため知財紛争処理の殆どが二者間交渉の結果に依拠することに鑑みれば、盲目的に「懲罰的な賠償」を導入することは日本産業の発展に大きなダメージを与えるのは明白である。同様に、PAEや新興国企業が財力によって購入した数多くの特許を用いて、多くの資本と長い期間をかけて開発したコア技術を持つ中小を含む日本企業を複数特許と用いて提訴し、そのコア技術を含めて広い範囲で「証拠提出」を求めて来た場合には、我が国を支える営業秘密が漏洩の危険にさらされ、先に不正競争防止法の改正によりリスクを軽減した筈の営業秘密の漏洩リスクを徒に引き上げることになりかねない。

むしろ、このような特許の濫用や数の暴力に関する配慮をした現実的な実態を考慮した仕組み（制度や運用）を構築すると共に、イノベーションを伴う技術（発明）の保護と我が国産業を守るための正しい権利活用の強化を図る仕組み（制度や運用）を議論すべきである。そのような国益に合致した権利活用の強化に対して、理想的な運用と制度を見定め、制度として現時点でなすべきこと、運用面において現時点でなすべきこと、更には、この実態を伴う運用や、それを支える制度に関して議論することには大賛成である。例えば、ビジネスの実態に符合した「損害賠償額」の増額の検討や、悪意の利用者による権利の不正利用、際限のない「無効抗弁」による侵害者の侵害行為の意図的な継続への対応（104条の3の第二項を執行しやすいようにする）の検討等は現時点でも議論できるであろう。

以上